

教 育 委 員 会 9 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 9 月定例会

開催日 平成29年 9 月29日（金）午後 2 時00分～午後 3 時15分

開催場所 本庁 2 階 第 1 会議室

出席者 高須教育長、岩根教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、真野委員

事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、藏守学校教育
部次長兼教育政策総務課長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社
会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、玉川施設給食課長、若林学務課長、
山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、寺西文化スポーツ室課長、
尾崎中央図書館長、赤堀青少年課長、川原青少年課課長、高宮教育政策総務
課長代理兼係長、中村教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

ただ今から、教育委員会 9 月定例会を始めさせていただきます。

本日の案件は、報告事項が 1 件、議決事項が 6 件でございます。

本日の署名人は、玉井委員にお願いいたします。

まず、本日の配付資料について確認をいたします。事務局から、説明をお願いいた
します。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書でございます。

別冊資料としまして、議案第33号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則に
ついて、議案第34号、平成28年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び
評価の結果について、議案第35号、市長からの意見聴取について、議案第37号、寝屋
川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員
会規則について、議案第38号、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等
に関する条例の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する教育委員会規則について
でございます。

以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書 1 ページ、8 月・9 月教育委員会一般事務報告についてお伺い
いたします。

事務局から、報告事項はございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

8月・9月の一般事務報告をいたします。

まず、行事関係の報告でございますが、教育行政事務の点検及び評価に関する会議の第1回目を8月31日に、第2回目を9月4日に実施いたしました。

次に、9月4日から22日まで開催されました9月市議会定例会でございますが、13日から15日まで一般質問が行われ、委員の皆様にも傍聴いただきました。なお、8月の教育委員会定例会において承認いただきました、市長からの意見聴取に関する議案につきましては、9月市議会定例会において可決されましたことを、併せて御報告いたします。

最後に、9月22日に教育委員懇話会、本日29日に学校訪問の実施、教育委員会9月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

8月10日から9月13日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で15件ございました。いずれも継続でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、本日の学校訪問において、御意見がございましたら御発言をお願いします。

はい、真野委員。

○真野委員

本日は、小学校と中学校を訪問いたしました。子供たちがとても真面目に授業に取り組んでいると感じました。それは先生方が思考力、判断力、表現力を意識し、子供たちが受け身にならず主体的に取り組めるよう授業をされているからでして、あのよう授業を進めていただければ、子供たちも積極的に授業に取り組め、また今回その様子を拝見でき、良かったと感じました。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

8月の一般事務報告をいたします。

8月29日に平成29年度第3回社会教育委員会議が開催されました。内容につきましては、社会教育部の所管事業概要及び意見交換について、その他についてでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

8月・9月の一般事務報告をさせていただきます。

8月30日に学童水泳記録会が中学校区ごとに行われました。全小学校5、6年生が参加し、日頃の練習の成果を発揮した泳ぎとともに、どの会場も自分の学校への声援はもちろんのこと、相手校に対しての応援も大きな声で一生懸命行っていました。

また、子供たち自身で進行を行っている学校もあり、各会場とも、とても良い雰囲気が進められていたと報告を受けております。

さらに、中学校の水泳部が参加をした校区もあり、模範泳法の披露を行うなど、小小の子供たちだけでなく、小中の子供たちの交流も行われ、とても良い記録会だったとの報告もを受けております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

以前までは、水泳記録会で新記録が出れば表彰状を授与していましたが、今年度において新記録は出ていますか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

参加した子供たちには、記録証を渡しております。また、今年度においては新記録が出たとの報告は受けておりません。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

一般事務報告をさせていただきます。

9月5日、25日に寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会を開催いたしました。

9月5日には、5人の選定委員に教育長から委嘱状を交付いただき、その後、委員長等の選任、選定の在り方について御協議をいただいております。

応募団体は、現指定管理者であります特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟1者のみでありましたが、合格最低点を設けるなど厳しい審査の中、書類審査及びヒアリング審査を実施いたしました。最終的に、25日に当法人を平成30年度から5年間の指定管理者の候補者として選定いただきました。現在、報告書を作成しております。

す。次回の定例会におきまして、改めて指定管理者候補者の議案を付議させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、9月・10月教育委員会行事計画書についてお伺いいたします。事務局から何かございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

まず、10月10日から13日まで、決算審査特別委員会が開催される予定でございます。

次に、10月20日に学校訪問、教育委員懇話会、教育委員会10月定例会の開催を予定しております。委員の皆様方におかれましては、御出席賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、10月24日に平成29年度近畿市町村教育委員会研修大会が開催される予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

10月の行事計画を報告させていただきます。

10月4日に平成29年度第4回社会教育委員会議が開催されます。内容につきましては、社会教育部の所管事業概要及び意見交換について、その他についてでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

8月29日に第3回社会教育委員会議、約1か月後の10月4日に第4回社会教育委員会議が開催されますが、社会教育委員会議は年に3回から4回程度開催されると記憶しています。今回、第3回から第4回までの期間が短いのは、何か至急で決定しなければならない案件があるのでしょうか。

○高須教育長

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

平成28年度は年間4回開催し、平成29年度は年間5回の開催を予定しております。

平成29年度は、第4回までは所管事業概要及び新規拡充事業を中心に意見交換を行い、第5回は最後のまとめとして3月の下旬に会議を開催する予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

10月15日に2017エンジョイフェスタinねやがわを打上川治水緑地で開催させていただきます。当日は午前8時50分からオープニングセレモニーといたしまして、市の新たなキャラクターであるはちかつぎちゃんの友達を紹介し、午前9時から開会式を行います。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

雨天中止の場合の連絡について教えてください。

○高須教育長

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

私から各委員へ連絡いたします。

○岩根教育長職務代理者

はい、分かりました。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、9月・10月教育委員会行事計画書について、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第18号、懲戒処分に関する内申についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

各委員より御同意いただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第6

条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(関係者以外入室)

○高須教育長

ただ今、報告が終了いたしました。

それでは、報告第18号、懲戒処分に関する内申についてを報告どおり承認いたします。

それでは、議決事項に移ります。

4ページでございます。

議案第33号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第33号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、就学援助規則の支給項目のうち、入学準備金の支給対象者等を、小学1年生の保護者から本市立小学校への就学予定者の保護者に変更するため、所要の改正について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきますして、改正内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、別冊資料3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条の第1項につきましては、児童生徒の定義についてでございます、小学校就学予定者を本制度の対象とするものでございます。

次に、第2項を第3項とし、第2項に小学校就学予定者の定義を加えたものでございます。

次に、第3条中につきまして、前条第1項において小学校就学予定者を本制度の対象に定義いたしましたので、保護者に係る文言を整理し、同条第1項の所要の改正をしたものでございます。

次に、第4条第4項につきましては、小学校就学予定者の保護者の本制度申請期間等を加えたものでございます。

次に、第5条第1項につきましては、前条第4項につきまして、小学校就学予定者の保護者の本制度の申請期間等を定義いたしましたので、同項の認定に係る所要を改正したものでございます。

次に、第6条第2項中及び同条第3項中の要保護者等の文言整理を行い、同条第4項を生活保護の教育扶助を受けている小学校就学予定者の保護者について、就学援助を行わないことに改正したものでございます。

次に、第6条第6項及び第7項につきましては、要保護者に係る入学準備金等の支給に係る事項を定めたものでございます。

次に、第8条第2項につきましては、振込み方法の権限を校長に移譲する保護者の対象から、小学校就学予定者の保護者を除くことを明記したものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成29年10月1日とするものでございます。以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第33号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、5ページでございます。

議案第34号、平成28年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第34号、平成28年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に関する報告書について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、2回の教育行政事務の点検及び評価に関する会議を経て、平成28年度の教育に関する事務の点検・評価報告書及び概要版を作成いたしましたので、市議会への報告書の提出及び市民への公表のため、御上程させていただくものでございます。

それでは、内容につきまして御説明をさせていただきます。

別冊の平成28年度教育に関する事務の点検及び評価報告書を御覧ください。

まず、1ページ目は、点検・評価方法についてでございます。点検評価の対象は、寝屋川市教育大綱の実現に向け、計画的に施策・事業の取組を推進するために策定した「寝屋川市教育大綱実施計画」に基づいた主な事業でございます。

次に、3ページ以降につきましては、点検評価の結果でございます。重点取組項目 1、小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）から、「重点取組項目 10、学習活動の充実」の点検評価となっております。個別の内容につきましては、既に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」におきましてお示しをさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

点検評価の会議の中で、評価以上の成果がたくさんあり、事務局には様々な点で御尽力いただき、有り難く感じます。

ただ、個々の評価につきましては、数値で表せないものも多くあると存じておりますが、評価の客観性、適正あるいは信頼性を担保できるように、一つの指標だけで評価するのではなく、可能であれば活動の指標等が複数ある方が良いのではないかと感じました。

学識経験者である大学の先生から、アウトプットやアウトカムというような御指摘もありましたので、その点も踏まえて、次年度以降の点検評価にいかしていただけたらと考えますので、よろしくお願いします。

○高須教育長

真野委員がおっしゃった意見等について、事務局として来年度に向けて何かありましたら、発言してください。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

各委員やアドバイザーから会議の際に、今、真野委員がおっしゃったように、アウトプットとアウトカムについての御指摘をいただいております。

事務局で一定見直しを行うべき箇所はありましたが、公表の時期等も見計らいまして、実際の取組内容や評価の箇所について、変更可能な箇所は表現を変更しております。

今、真野委員がおっしゃったように、次年度につきましてはアウトプットとアウトカムについての考え方、また評価の仕方につきましても十分に事務局として精査したいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

次年度以降は、これらの内容をいかせられるよう十分精査をお願いいたします。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第34号、平成28年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、6ページでございます。

議案第35号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第35号、市長からの意見聴取について、御説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。

「寝屋川市いじめ防止基本方針」の改定につきまして、協議をお願いするものでございます。

内容につきましては、別冊の寝屋川市いじめ防止基本方針（改定案）及び巻末にあります主な改定内容項目の抜粋を御覧ください。

なお、方針の朗読につきましては省略させていただき、改定理由及び主な改定内容について御説明いたします。

まず、改定の理由といたしましては、平成29年3月の国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定に伴い、「寝屋川市いじめ防止基本方針」を改定するためでございます。

次に、主な改定内容について御説明いたします。

まず、1ページ、第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1 いじめの定義につきましては、2ページ、5行目から8行目にありますように、解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例で示しながら明確にするため、一部改定を行うものでございます。

次に、5ページ、第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策 (6) 幼児期の教育につきましては、5ページ、13行目から18行目にありますように、就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるように取組を促すため、新たに追加するものでございます。

続きまして、3点目でございます。

次に、5ページ、2 いじめの防止等のために市立の学校において実施する施策 (1) 学校基本方針の策定につきましては、5ページ・24行目から6ページ・3行目にありますように、学校基本方針の意義を再認識しながら、全教職員に指針に基づく対応を改めて確認してもらうため、新たに追加するものでございます。

次に、7ページ、(2) いじめの防止等に取り組む組織の設置につきましては、7ページ・26行目から8ページ・9行目にありますように、学校のいじめ対策の企画立案等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験できるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促すため、一部改定を行うものでございます。

次に、12ページ、(5) いじめへの対処につきましては、12ページ・8行目から13ページ・8行目にありますように、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被

害児童等を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示し、また、いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害児童等への支援を継続すること等を徹底するため、新たに追加するものでございます。

改正の内容につきましては、以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

先ほどの懇話会でも説明をしてくださり、さらにまた読み返していく中で、今回新たに組織の姿勢を強く打ち出されていると考えます。その中で、未然防止や早期発見に力を入れていくということですが、例えば、支援コーディネーターが配置された際に、支援コーディネーターを中心とした研修を教育委員会や教育研修センターで行い、支援コーディネーターを育成し、そのコーディネーターを中心に学校がケース会議等を定期的に行い、組織力を強めてきたため、不登校が軽減し、問題行動を起こす子供たちが減少していくという成果につながっていると考えます。

いじめ問題の未然防止や早期発見に対しても、小学校にいらっしゃる生徒指導の先生が、廊下の右側を通行しよう等の身近な校内の行動の指導にとどまっているケースがあります。各学校には生徒指導の先生がいらっしゃるので、生徒指導の先生方を集めて研修し、その先生方が研修で学んだことを学校へ持ち帰り、組織を強化していくというようなことは考えておられますか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

現在、コーディネーターの研修につきましては、教員の育成として年間12回程度行っております。また、この方針の改定も踏まえまして、各学校において、各学校のいじめ防止基本方針の改定も行っておりますので、全教員が意識を高めていけるよう、研修等を通じて行いたいと考えてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

藤田委員、よろしいですか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

はい、ありがとうございます。

8ページ5行目から7行目にある「学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにする」という部分について、お教えてください。

これを実現することが目的であると考えますが、今、山口課長がおっしゃったよう

に、研修等を積み重ねるという具体的な部分について、更に教育委員会の指導のもと行っていただきたいと考えます。各学校で基本方針を作成することや、先生方を育成するという文言の記載はありますが、教育委員会として更に強い思いを持っていただけたらと考えます。

○高須教育長

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

寝屋川市のいじめ防止基本方針につきましては、先ほど山口課長が御説明いたしましたとおりでございます。

以前は、仮にいじめ事案が起こった場合、学級担任がより強い責任を感じてしまうことが多くございました。しかし、今回の改定内容の5項目抜粋の記載にもありますように、「教職員の経験年数やクラスの担任制の垣根を越えた」という部分を、まず市の方針として明確にすることにより、これをもとに学校のいじめ基本方針を策定することとなります。

学校のいじめ基本方針を策定することにより、学校内部でのいじめに対する組織の組織化という部分につながると考えますので、市の全体的な考え方としましては、ここに記載している考え方が現状でございます。

以上でございます。

○高須教育長

組織化について、事務局から何かありませんか。

はい、野呂教育監。

○野呂教育監

寝屋川市のいじめ基本方針につきましては、山口課長、藏守次長が説明しましたとおりでございます。学校いじめ基本方針につきましては、平成25年10月に国の基本方針の通知がありました後、校長先生の課題別研修部会の生徒指導部会、指導主事の生徒指導のワーキンググループにおいて、まず基本案を考え、サポート会議の有識者、また専門家等から御意見をいただく中で、今の学校のいじめ基本方針を策定しております。

今回、国の改定及び市の改定を受けまして、各学校のいじめ基本方針の改定を進めているところでございます。前回同様、校長会の生徒指導部会、指導主事ワーキンググループで基本案を作成し、その後、教育委員会の附属機関である寝屋川市いじめ問題対策委員会の中で、弁護士、有識者、ケース会議を担当しておられるスクールソーシャルワーカーから御意見をいただき、今回の改定に沿ったもので、新しい学校のいじめ基本方針を策定いたします。

保護者や児童生徒から見て分かりやすい基本方針を策定及び改定しているところでございますので、藤田委員がおっしゃったように、先生方また学校組織として十分理解した中で、子供たちをしっかりと見守りたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

はい、藤田委員。

○藤田委員

基本方針がしっかりと策定され、また文言等も問題ないと考えますが、支援コーディネーターが研修で学んだ会議の仕方や対峙の場面での対応の仕方を学校現場でお伝えいただくことや、ケース会議を2週間に1回又は1週間に1回行って、未然防止や早期発見につなげてきたという経緯がありましたので、学校組織の育成として、校長先生や生徒指導の担当の先生以外の学年の先生や担任等に対しても教育委員会主導のもと具体的に指導・助言をしていただければと考えます。

○高須教育長

組織の中で、今行っているスクールソーシャルワーカーや家庭教育サポーターの活動をまとめて報告してください。

はい、野呂教育監。

○野呂教育監

いじめ基本方針の中に組織図があります。その中に学校長を中心として、支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、生徒指導主事、学年主任、担当指導教諭、養護教諭等が入って組織委員が構成されております。

いじめ事案の発生若しくは疑いがある場合は、今申し上げました関係者を招集し、会議を行います。その会議の中で、当該事案がいじめ事案であるのか、またいじめ事案であれば、どのように対応するのか、加害者をどのように指導し、被害者をどのように見守るのか、保護者にどう説明するのか等、全て組織として決定が行われます。既に各学校につきましては、いじめ基本方針に沿って、組織的に対応しております。

また、各学校から様々な報告が上がり、教育指導課からも必要に応じて聞き取りをしておりますので、藤田委員がおっしゃった組織化につきましては、既に各学校で行われていると解釈していただければと考えます。

以上でございます。

○藤田委員

はい、分かりました。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

今回のいじめ基本方針の改定については、非常に意義のあるものだと考えます。教職員や保護者、私たちのいじめに対する認識を更新する良い機会になると考えます。

今、組織で行うとの御説明がありましたが、私も藤田委員が懸念されているように、

教員一人一人の意識をどのように変えていくかということを考えております。いじめに対する感性、例えば、教員一人一人がいじめを見極め、見逃さない力を持てるようにする等です。組織で行うというのもよく分かります。そのような中で、教員一人一人の意識を高めていただきたいと考えておりますが、意識をより徹底できるような具体的な施策や方法があればということではないでしょうか。

今後、市のいじめ基本方針に基づき、各学校で実態に合わせていじめ基本方針を策定されると思いますが、教員全員で徹底的にまた一人一人の協力のもと、しっかりと取り組んでいただけたらと考えます。

○高須教育長

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

事務局からの説明や委員お二人の御意見をまとめますと、学校に関わる全ての大人でチーム学校として全て動いておるところでございます。今後、各学校のいじめ基本方針の見直しに向けて、学校に関わる全ての大人が子供のために動くというチーム学校としての基本認識は持ち続けたままで、更に発展するようにと考えております。

また、藤田委員がおっしゃった御意見につきましても、十分に検討していきたいと考えております。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第35号、市長からの意見聴取についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、7ページでございます。

議案第36号、平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第36号、平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について決定をするため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るという調査目的を達成するとともに、市教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすためでございます。

それでは、平成29年度の結果公表の方法につきまして、公表資料を示させていただきます。

いております。

資料の 8、9 ページを御覧ください。

結果公表につきましては、昨年度と同様に広報ねやがわでの公表を考えております。8 ページ上段右側に、公表の理由、市全体の結果概要、分析、また 8 ページ左側に、中学校区ごとの取組と各校の結果概要、分析を示すとともに、全国の平均正答率を 1 とした場合の各校の数値をレーザチャートで示す形を考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第36号、平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、10ページでございます。

議案第37号、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則についてを議題といたします。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第37号、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則につきまして、御説明申し上げます。

本案は、教育委員会 8 月定例会で意見聴取させていただきました、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定に伴い、教育委員会が所管する施設に係る各種手續などを行うに当たっては、市長が所管する施設に係る手續などの例によって行うこととする、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則を制定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、制定内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、別冊 1 ページを御覧ください。

まず、本則にとりましては、教育委員会が所管する公の施設に係る寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行その他の指定管理者の指定の手續等については、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定その他の市長が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手續等の例によることを定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を条例の施行日とするものでございます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第37号、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次、11ページでございます。

議案第38号、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する教育委員会規則についてを議題といたします。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第38号、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する教育委員会規則について、御説明申し上げます。

本案は、指定管理者制度を運用するに当たり、教育委員会が所管する施設を含む全ての施設に通ずる事項は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例で、各施設に係る指定管理者選定委員会の設置などについては、寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例で、統一的に定めることとされたことに伴い、各公の施設の設置、管理に関する条例施行規則について、所要の規定の整理を行うため、これら各規則の一部改正を、その内容とする同規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、制定内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、別冊1ページを御覧ください。

まず、第1条については、寝屋川市立野外活動センター条例施行規則について、規定の整理を行うものでございます。

次に、第2条につきましては、寝屋川市立市民体育館条例施行規則について、規定の整理を行うものでございます。

次に、第3条につきましては、寝屋川市立エスポアル条例施行規則について、規定の整理を行うものでございます。

次に、第4条につきましては、寝屋川市立公民館条例施行規則について、規定の整

理を行うものでございます。

次に、第5条につきましては、寝屋川市立地域交流センター条例施行規則について、規定の整理を行うものでございます。

最後に、第6条につきましては、寝屋川市立学び館条例施行規則について、規定の整理を行うものでございます。

これらを総じて申し上げますと、指定管理者の指定の手續等につきましては、条例又は規則によって通則として定める規定を削り、これらに伴う規定の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を条例の施行日とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。

議案第38号、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する教育委員会規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会9月定例会を終了させていただきます。